

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水逆洗弁ピットのドレンサンプ（A）（B）のポンプ起動用レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
2	2号機	タービン建屋2階の南東エリアの床面塗装に一部剥離が認められたため、当該部を補修塗装	D	
3	2号機	廃棄物処理建屋地階廃スラッジタンク室の配管ダクト部から廃スラッジタンク室床面への水のリーク（約195リットル、汚染無し）が認められたため、当該床面を拭き取り・清掃及び対応検討	D	
4	3号機	原子炉建屋1階の高圧注水系計装ラック前の床面塗装に一部剥離が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
5	3号機	原子炉建屋1階の高圧注水系計装ラック裏の壁面塗装に一部剥離が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）用燃料移送ポンプの定例試験において、当該ポンプの運転状態表示用赤ランプに不点灯が認められたため、当該ランプ表示回路を点検・修理	D	
7	3号機	主タービン抽気逆止弁の開閉動作確認試験において、閉状態表示用緑ランプに点灯不良が認められたため、当該ランプ表示回路を点検・修理	D	
8	3号機	タービングランドシール蒸気母管圧力計装ラックのドレン排水配管がスチームドレンファンネルに接続されており、放射性物質（トリチウム）を含んだ水が排水されていた可能性が認められたため、対応検討	B	
9	4号機	換気空調系排風機建屋のシャッター駆動部に腐食による動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	中央操作室に設置されている原子炉建屋5階監視用テレビカメラに映像不良が認められたため、当該カメラの映像制御回路を点検・修理	D	
11	5号機	気体廃棄物処理系排ガス循環水冷却器の点検計画と実績の記載に誤記が認められたため、当該点検計画・実績記録の修正及び対応検討	C	
12	5号機	タービングランドシール蒸気母管圧力計装ラックのドレン排水配管がスチームドレンファンネルに接続されており、放射性物質（トリチウム）を含んだ水が排水されていた可能性が認められたため、対応検討	B	
13	5号機	タービン建屋地下1階の復水補給水バックアップ用消火系配管のドレン排水がスチームドレンファンネルに接続されており、誤接続が認められたため、対応検討	B	
14	6号機	復水貯蔵タンク廻り配管ピットの基礎コンクリート部から地下水（雨水）の浸入が認められたため、当該部の点検・修理	D	
15	6号機	主タービン電気油圧式制御系の高圧制御油フィルタ入口圧力計のガラス面内側に汚れが認められたため、当該部を清掃	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	集中環境施設	廃液乾燥固化系乾燥機の中性子水分計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで